

内国為替制度

1. 概要

一般社団法人全国銀行協会パブリック・リレーション部は、毎年、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク〔注〕のデータにもとづき、「内国為替取扱状況等」を公表している。

公表資料	内国為替取扱状況等（他行為替取扱高、業態別為替取扱高、他行為替決済高、共同システムにおける他行為替取扱高等）
公表方法	全銀協ウェブサイトに掲載
掲載されている統計資料	「決済統計年報」（毎年3月下旬）

内国為替制度とは、国内の金融機関の間で振込等に関する為替通知の授受とその決済を行うための制度であり、この制度の中心となるのが全国銀行データ通信システム（全銀システム）である。全銀システムは、振込等の内国為替取引を、コンピュータと通信回線を利用してオンライン処理するシステムとして、1973年4月に全国銀行87行（当時）に商工組合中央金庫を含めた88行により発足した。

その後、1979年2月に相互銀行（現、第二地方銀行協会加盟の地方銀行）、全国信用金庫連合会（現、信金中央金庫）・信用金庫、農林中央金庫・信用農業協同組合連合会・信用漁業協同組合連合会が、1982年4月に在日外国銀行（シティバンク、エヌ・エイ）が、さらに1984年8月に全国信用協同組合連合会・信用組合、労働金庫連合会・労働金庫、農業協同組合が加盟した。また、2000年11月以降、インターネット専門銀行（ジャパンネット銀行）などの新しい形態の銀行も加盟し、都市銀行から農業協同組合・ゆうちょ銀行までわが国のほぼすべての預金取扱金融機関を網羅する決済システムの中核として大きな役割を果たしている。

全銀システムは、加盟金融機関が受取額と支払額の差額を一定時刻に決済する仕組みになっている。しかし、加盟金融機関が決済金額を支払うことができないと、内国為替制度の機能が停止する危険（「決済リスク」）が発生することから、全銀システムは決済リスク対策の一環として、「仕向超過額管理制度」を導入しているほか、加盟金融機関が決済金額を支払えなくなった場合に備えて、担保を差し入れることにより、決済金額の

支払いを制度的に保証する仕組みを導入している。

なお、全銀システムは、1973年4月に発足して以来、取扱データ量の増加等に対応するため数次のシステム更改を行っている。2011年11月からは、1億円以上の取引を日本銀行においてRTGS処理する等の特徴を備えた第6次全銀システムが稼動した。2018年10月からは、全銀システムの稼動時間を拡大し、これまでの平日日中のみ（コアタイム）可能だった振込を平日夜間・土日祝日（モアタイム）にも可能とするモアタイムシステムが稼動し、これにより全銀システムの24時間365日稼動が実現した。また、2019年11月からは、收容能力・処理能力の増強に加え、サイバーセキュリティ対策の強化および電力消費量の削減を図った第7次システムが稼動している。

このほか、2018年12月からは、全銀EDIシステムが稼動しており、企業間の振込電文をXML電文（ISO20022）へ移行し、支払企業から受取企業に振込を行う際に、様々なEDI情報（支払通知番号、請求書番号等）を添付することが可能となった。これにより、受取企業においては売掛金等の消込作業の効率化、支払企業においては入金照合に関する問合せ対応の削減などが期待される。

〔注〕2010年4月1日に「資金決済に関する法律」が施行されたことを受けて、10月1日から全銀システムによる資金清算業の運営を社団法人東京銀行協会から引き継いだ。

2. 用語の解説

(1) 他行為替取扱高

加盟金融機関相互間における内国為替取引のうち、為替通知の授受に全銀システムを利用した為替取引および資金決済のみ全銀システムを利用して行う取引に係る計数（コアタイム中、モアタイム中の計数の合算）である。全銀システムが取り扱う為替の種類および為替通知の授受方法は以下のとおりである。

なお、本統計計数には、①電文の取消、訂正等為替取引に付随して生ずる資金決済取引（雑為替）に係る計数、②文書為替のうち電子交換所（2022年11月2日以前は各地手形交換所）を通じて行う「交換振込」に係る計数、③バンキング九州共同オンラインシステム、全国信用金庫データ通信システム、全国信用組合データ通信システム、全国労働金庫データ通信システムおよび系統為替オンラインシステムという共同システム内で処理される為替取引に係る計数は含まない。

① 全銀システムが取り扱う為替の種類

a. 送金

地方公共団体からの支払いに利用されるもので、送金小切手を使用される。

b. 振込

資金の受取人が銀行口座をもっている場合に利用され、依頼人の依頼により受取人の指定口座に資金が入金される。

c. 給与振込

給与の振込通知を全銀システムを利用して送達する給与振込の計数である。

d. 代金取立

銀行が取引先から受け入れた手形・小切手等の取立を他行に依頼し、郵送等による取立後、取立代り金が顧客の預金口座に入金される。

② 為替通知の授受方法

加盟金融機関相互間における為替通知の授受方法には、全銀システムを利用する「テレ為替」「MTデータ伝送・新ファイル転送」と郵便などを利用する「文書為替」がある。

[注] MTデータ伝送方式の取扱いは、第7次全銀システムの稼働（2019年11月4日）をもって廃止。

a. テレ為替

為替通知1件ごとにオンラインリアルタイムで発受信するもので、振込、送金、代金取立、その他の金融機関間における資金の付替え等複数の内国為替取引を対象としている。

b. MTデータ伝送等

複数の為替通知データを一括して送受信するもので、文書為替、先日付振込および給与振込のほか、年金給付金振込や株式配当金振込などの振込を対象としている。

なお、第6次全銀システムでは、MTデータ伝送の後継となる「新ファイル転送」システムを導入し、第7次全銀システムの稼働（2019年11月4日）をもってMTデータ伝送方式の取扱いは廃止した。

c. 文書為替

「文書為替」には、㊦為替通知（振込票）を郵送等により授受し、資金決済のみ全銀システムを利用する「メール振込」と、㊧振込票を郵送等により授受し、資金決済のみ手形交換を利用する「交換振込」がある。

これらの計数は、テレ為替による先日付振込、MTデータ伝送・新ファイル転送による先日付振込、貸付信託収益配当金振込、給与振込については振込指定日、MTデータ伝送・新ファイル転送による年金給付金振込、株式配当金振込については支払開始日、MTデータ伝送・新ファイル転送による文書為替については取組日、その他の通信種目については電文発信日を基準として計上している。

(2) 業態別為替取扱高

「(1)他行為替取扱高」を業態別に分類したものである。

(3) 他行為替決済高

加盟金融機関相互間における内国為替取引（為替取引および資金決済取引（雑為替を含む。))のうち、全銀システムを利用した取引の日本銀行当座預金勘定における決済高の計数である。

うち、「大口内為替取引」とは、1件当たり1億円以上の為替取引（給与振込および賞与振込を除く）である。

この統計計数は、決済日基準である。したがって、上記の「(1)他行為替取扱高」および「(2)業態別為替取扱高」の計数とは一致しない。

(4) 共同システムにおける他行為替取扱高

加盟金融機関相互間の内国為替取引のうち、全銀システムを経由しない取引（バンキング九州共同オンラインシステム参加の第二地方銀行協会加盟の地方銀行相互間、信用金庫相互間、信用組合相互間、労働金庫相互間および農中・信連・信漁連・農協相互間）に係る計数である。

本統計計数は、発信日基準である。ただし、全国信用金庫データ通信システム、全国信用組合データ通信システムおよび全国労働金庫データ通信システムの先日付振込および給与振込については、振込指定日基準である。

(5) 全銀 EDI システム取扱高

企業が全銀 EDI システムを利用して行う以下の取引に係る計数（XML ファイル数および XML ファイルのレコード件数(明細)）である。

なお、企業と全銀 EDI システムとの接続方法には、一括ファイル伝送（FB）とインターネットバンキング（IB）がある。

①「総合振込」

支払企業が受取企業への一括振込を XML 形式で送信する取引のうち、全銀 EDI システムを通じて仕向金融機関に振込情報を送信した取引に係る計数である。

②「振込入金通知」

支払企業からの振込入金情報について、受取企業が全銀 EDI システムを通じて被仕向金融機関から XML 形式で取得した取引に係る計数である。

③「入出金取引明細」

振込の受取口座における入出金取引情報について、受取企業が全銀 EDI システムを通じて被仕向金融機関から XML 形式で取得した取引に係る計数である。

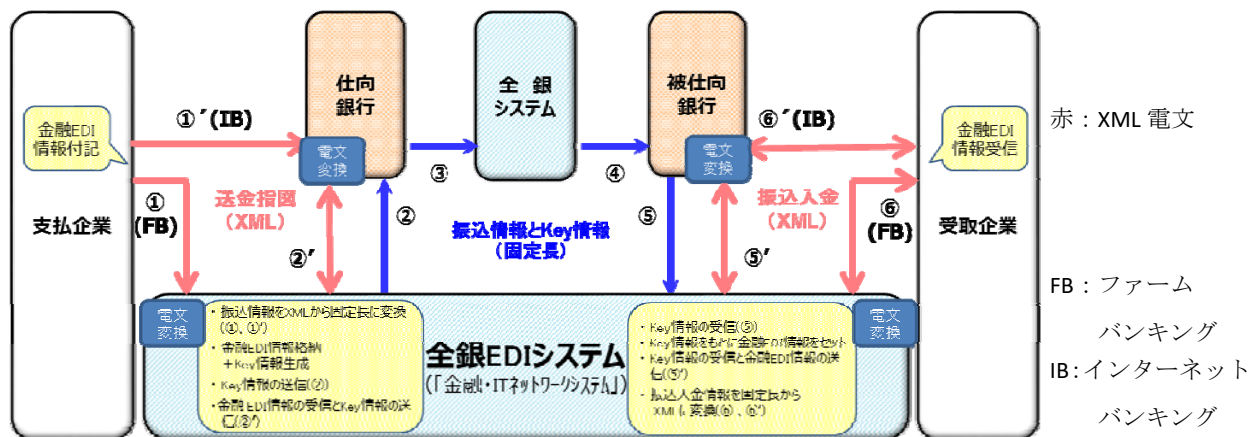
(6) クライアント証明書発行枚数

一括ファイル伝送（FB）で接続する企業向けに全銀ネットが発行したセキュリティ確保のための電子証明書の取得枚数である。なお、一企業は複数枚のクライアント証

明書を取得することができる。

(7) 全銀 EDI システム接続加盟銀行数

全銀 EDI システムに接続している加盟銀行数を一括ファイル伝送 (FB) とインターネットバンキング (IB) の接続方法ごとに示したものである。



図：全銀 EDI システム概要